


答申第2号

平成25年3月18日

中間市長 松下 俊男 様

中間市行政経営改革有識者会議

会長 吉田 秀 樹 

民間委託の推進について（答申）

平成24年7月31日に諮問されました「民間委託の推進」について、本会議において慎重に審議を重ね結論を得たことから、ここに答申します。



はじめに

これまで中間市では、平成17年に策定された「中間市行政改革大綱」に基づき、行財政集中改革プランの策定や関係条例等の整備を行い、業務の効率化及びコスト削減の観点から事務事業の民間委託及び公の施設の指定管理者制度の導入を積極的に推進し、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、欧州政府債務危機に端を発した世界経済の減速感や、国内の長引くデフレ等、東日本大震災からの復興の兆しが見えてきたとはいえ、日本経済は未だ先行き不透明な状況である。一方、地方経済に目を向けると、平成25年度の地方交付税額が減額されるなど、厳しい見通しである。そのような状況の下、中間市では、今後も加速する少子高齢化に伴う施策の充実、公共下水道事業推進等の行政サービスの提供、想定を上回る伸びを示す社会保障費等の財源確保といった諸問題に加え、近隣自治体と比較して高い数値となっている実質公債費比率及び将来負担比率の改善等課題が山積しており、今後も厳しい行財政運営が見込まれる。

こうした中、本会議に、限られた行政財産を最大限に有効活用することによって、サービスの質を低下させることなく効率的かつ効果的に提供するため、また、市民にとって真に必要な公共サービスを提供するためには、今後、中長期的な視点に立って、民間委託をいかに推進すべきであるかという諮問がなされた。

本会議では、適切な行政サービスの質の維持及び事務事業の見直しの一環としての民間活力導入という観点から、民間活力の導入手法の中でも業務委託に論点を絞り、中長期的な視点に立って審議を重ねた結果、今回の答申に至った。

1 現状・問題点

中間市では、民間活力の導入について、「中間市行政改革大綱」に基づき「中間市行財政集中改革プラン」を策定し、定員管理や総人件費改革と並び、行財政改革の大きな柱の一つとして取り組み、業務委託や指定管理者制度などを多くの事業に取り入れることで一定の成果を上げてきた。

しかし、今後も歳入増加が見込めない中、住民が求める行政サービスの多様化・専門化や地方分権の進展等、中間市の行財政運営は厳しい状況が続く見通しである。

また、民間活力導入について、利潤の追求を目指す民間事業者は、行政と比較して住民全体の奉仕者という意識が低いことから、対応に温かさを感じない等の不満を与えたり、コスト削減を目的とした民間活力の導入が「官製ワーキングプア」を招いたり、専門的なノウハウを持たない地元業者への優遇がサービスの低下を招いたり、個人情報等の漏えいリスクが高まる恐れが指摘されている。

2 課題

以上を踏まえ、限られた行政資源を有効に活用するため、簡素で効率的かつ自律的な行財政運営基盤の整備がこれまで以上に必要となってくることから、「民間でできることは民間で」の視点に立ち、官民の役割分担を見直すことで、行政が真に担うべき公共サービスの守備範囲を検証しながら、重要性や緊急性の高い施策を選択し、集中的に取り組んでいかなければならない。

3 今後の方向性

以上を踏まえ、今後、中間市が取り組むべき項目は以下のとおりである。

(1) 協働のまちづくりの推進

「行政主導型」から「市民協働型」への自治体経営の理念転換を踏まえ、地域との連携によるまちづくりの推進という観点から、これまで市が実施してきた事業について、市民団体等との協働を検討すべきである。

また、施設の建設及び運営の意思決定過程において、住民の意見が十分反映される、住民参加型システムの構築についても検討すべきである。

さらに、NPOや今後設置が予定されている校区まちづくり協議会に、公園・道路等の管理を委託する新しい協働のスタイルとされるアダプト・プログラムの導入等も検討し、行政への住民参画を促すべきである。

(2) 事務事業の不断の見直し

過剰な行政サービス並びに不十分な行政サービスの提供は、市民にとって望ましくないことから、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようにならなければならない」という地方自治の原則に基づき、常にサービスの質の最適化を目指し、サービスの必要性やふさわしい担い手を検討すること。

① 業務の検証・評価システムの導入について

業務の効率化及び質の向上には、民間活力を導入済の事業も含めた全ての事務事業を検証するシステムづくりをはじめ、事業目的の達成状況のモニタリングなど継続的な見直しが必要である。

② 窓口業務の見直し

市民サービス充実のため、窓口業務への民間活力の導入を含め、現在の窓口業務を全面的に見直すこと。

特に、発行業務については、特定の証明書が多くを占めていることから、費用対効果を検証し、証明書のコンビニ交付や自動交付機の設置等を検討すること。

また、僅か4キロ四方弱の面積の中間市に、出張所が2か所設置されていることは、過剰な行政サービスであり、特に、西部出張所については、利用者が極端に少なく、今後も利用者の増加が見込めないことから、窓口業務の見直しと併せて出張所の統廃合も検討すること。

(3) 公の施設の管理運営の見直し

事務事業に限らず、公の施設の管理運営についても、継続的に見直す必要がある。なお、現在は直営管理である公の施設についても、改めて設置目的を考慮し、必要に応じ見直しを検討すべきである。

また、設置目的や管理運営方法が異なるものの互いに隣接している施設については、一体的な管理運営を検討し、施設管理の効率化や市民サービスの向上を図るべきである。

① 中間市民図書館の管理運営について

現在、中間市民図書館には指定管理者制度を導入しているが、管理職に行政職員を配置するなど不完全な管理運営形態である。現指定管理者が平成26年3月末をもって指定期間満了となることから、募集要項等を整備し、包括的な管理運営形態へ移行すること。

② 地域交流センターの管理運営について

地域交流センターは、施設の性格上、営利活動には適さないが、市民の交流拠点として、生涯学習の振興や活力ある地域社会の実現に寄与するという設置目的を考慮し、専門的なノウハウを持った民間事業者等による事業展開が望ましい。